

**平成23年度国民健康保険税の
税率等改定のお知らせ③**

平成23年度から税率および限度額が
引き上げになります

市では、国民健康保険税の税率および課税限度額を平成23年度から引き上げを行いました。

3回シリーズで掲載する最終回は、今までの改定内容のお知らせをもとに、5ページの計算例を参考に、以下の表のカッコ内に数字を入れ、ご自身の世帯の平成23年度国民健康保険税を試算してみましよう。

●国民健康保険税の減免

次のいずれかに該当するときは、国保税が減免になる場合がありますので、国保年金課税係にご相談ください。

- ① 天災、その他の災害を受けた場合
- ② 貧困により、生活のため公私の扶助を受けている方
- ③ 疾病・事業不振・廃業・失業により、本年中の合計所得が前年中の合計所得より30%以上減少し、かつ、前年中の合計所得が400万円以下の方

■問い合わせ

国保年金課税係

TEL (23) 8792



区 分		計 算 式	金 額
医療 給付費分 (国保に加入 されている 方全員が対 象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 _____円 × 8.9% = (「①課税対象所得の合計」は、各自の所得からそれぞれ33万円を控除した金額を合計した額です。 (所得が、33万円以下の方の分は、課税対象所得を0円としてください。)	円(A)
	均等割額	国保加入者数 _____人 × 41,000円 =	円(B)
	低所得世帯 への 軽 減	[下表を参考に軽減額を計算します。] () 割軽減 × (B) =	円(C)
	小 計	(A) + (B) - (C) = ※ 小計が50万円を超える場合は課税限度額の50万	円(D)
後期高齢者 支援金等分 (国保に加入 されている 方全員が対 象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 _____円 × 2.4% =	円(E)
	均等割額	国保加入者数 _____人 × 11,000円 =	円(F)
	低所得世帯 への 軽 減	[下表を参考に軽減額を計算します。] () 割軽減 × (E) =	円(G)
	小 計	(E) + (F) - (G) = ※ 小計が13万円を超える場合は課税限度額の13万	円(H)
介 護 給付金分 (国保加入者 のうち、40～ 64歳の方が 対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 _____円 × 2.3% =	円(I)
	均等割額	国保加入者数 _____人 × 15,000円 =	円(J)
	低所得世帯 への 軽 減	[下表を参考に軽減額を計算します。] () 割軽減 × (I) =	円(G)
	小 計	(I) + (J) - (G) = ※ 小計が10万円を超える場合は課税限度額の10万	円(K)
合計 (国保税額)		医療 + 後期高齢者 + 介護 (D) + (H) + (K)	円

国保税の低所得世帯に対する軽減について

被保険者数と被保険者の合計所得とにより、均等割額について7割・5割・2割の軽減措置があります

納税義務者を除く 被保険者数	7割軽減該当所得	5割軽減該当所得	2割軽減該当所得
0人	330,000円以下	—	680,000円以下
1人	330,000円以下	575,000円以下	1,030,000円以下
2人	330,000円以下	820,000円以下	1,380,000円以下
3人	330,000円以下	1,065,000円以下	1,730,000円以下
4人	330,000円以下	1,310,000円以下	2,080,000円以下

※ 軽減の見方… 納税義務者を除く被保険者が2人の場合は、

- 被保険者の合計所得が 33万円以下 ⇒ 7割軽減
- " " 33万円超 82万円以下 ⇒ 5割軽減
- " " 82万円超 138万円以下 ⇒ 2割軽減

【計算例1】

国民健康保険に加入している満68歳の女性は1人暮らしで、収入は、前年中のパート給与収入が年額70万円、公的年金収入が年額145万円の場合

- 給与収入70万円については、給与所得控除(△65万円)により、所得ベース(70万円-65万円)が5万円。公的年金収入145万円については、公的年金に係る雑所得控除(満65歳以上の場合は△120万円)により、所得(145万円-120万円)が25万円。合計所得は、パート給与と所得5万円+公的年金所得25万で30万円が所得となります。

区 分		計 算 式	金 額
医療 給付費分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 0 円 × 8.9% =	0円(A)
	均等割額	国保加入者数 1 人 × 41,000円 =	41,000円(B)
	低所得世帯への軽減	7 割軽減 × (B) =	28,700円(C)
	小 計	(A) + (B) - (C) = ※小計が50万円を超える場合は課税限度額の50万円	12,300円(D)
後期高齢者 支援金等分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 0 円 × 1.8% =	0円(E)
	均等割額	国保加入者数 1 人 × 11,000円 =	11,000円(F)
	低所得世帯への軽減	7 割軽減 × (F) =	7,700円(G)
	小 計	(E) + (F) + (G) = ※小計が13万円を超える場合は課税限度額の13万円	3,300円(H)
介護 給付金分 (国保加入者のうち、40~64歳の方が対象です。)	所得割額	(介護給付金分は、満68歳のため課税されません。)	0円(I)
	均等割額		0円(J)
	低所得世帯への軽減		0円(K)
	小 計		(I) + (J) + (K) = ※小計が10万円を超える場合は課税限度額の10万円
合計(国保税額)		医療 + 後期高齢者 + 介護 (D) + (H) + (L)	15,600円

【計算例2】

国民健康保険に加入している夫婦と小学生の子ども1人の世帯。妻は満35歳で前年中のパート収入が年額120万円。夫は満41歳で介護保険制度の第2号被保険者に該当し、前年中の収入は、給与収入が年額360万円、不動産収入(田約150aの賃借料)が年額30万円とそれに係る必要経費(租税公課)が5万円の場合。

- 妻の給与収入120万円については、給与所得控除(△65万円)により、所得(120万円-65万円)で55万円。
- 夫の給与収入360万円については、給与所得控除[(360万円/4、千円未満切り捨て)×3.2-54万円]により、所得234万円。不動産収入については、30万円から必要経費5万円を控除し、所得が25万円となります。

①課税対象所得の合計

妻の課税対象所得 550,000円 - 330,000円 = 220,000円(ア)
 夫の課税対象所得 2,340,000円 + 250,000円 - 330,000円 = 2,260,000円(イ)
 (ア) + (イ) = 220,000円 + 2,260,000円 = 2,480,000円

②課税対象所得の合計

介護給付分については、40歳以上64歳の方が対象であるため、夫(イ)のみ該当する。

区 分		計 算 式	金 額
医療 給付費分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 2,480,000 円 × 8.9% =	220,720円(A)
	均等割額	国保加入者数 3 人 × 41,000円 =	123,000円(B)
	低所得世帯への軽減	0 割軽減 × (B) =	0円(C)
	小 計	(A) + (B) - (C) = ※小計が50万円を超える場合は課税限度額の50万円	343,700円(D)
後期高齢者 支援金等分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 2,480,000 円 × 2.4% =	59,520円(E)
	均等割額	国保加入者数 3 人 × 11,000円 =	33,000円(F)
	低所得世帯への軽減	0 割軽減 × (E) =	0円(G)
	小 計	(E) + (F) - (G) = ※小計が13万円を超える場合は課税限度額の13万円	92,500円(H)
介護 給付金分 (国保加入者のうち、40~64歳の方が対象です。)	所得割額	②課税対象所得の合計 2,260,000 円 × 2.3% =	51,980円(I)
	均等割額	国保加入者のうち介護該当者数 1 人 × 15,000円 =	15,000円(J)
	低所得世帯への軽減	0 割軽減 × (I) =	0円(G)
	小 計	(I) + (J) - (G) = ※小計が10万円を超える場合は課税限度額の10万円	66,900円(K)
合計(国保税額)		医療 + 後期高齢者 + 介護 (D) + (H) + (K)	503,100円

大田原市の国民健康保険事業は市民の医療を保障し、市民の福祉の増進を目的として行っています

■問い合わせ

国保年金課賦課係
☎ (23)8792

○国保事業を支えている財源は

国保事業の運営費は市民(国保加入者が原則)のみなさんからの国保税と、国、県から交付される補助金を主な財源として運営しています。

また、医療負担が比較的少ない協会けんぽや、健康保険組合、共済組合の被保険者の保険料などの一部を医療負担の多い国民健康保険に対して交付する仕組みとなっており、国民健康保険以外の方からの支援も受けています。

○財政健全化に向けた平成23年度の税率改定について

平成22年度は2年毎における診療報酬改定が10年ぶりにプラス改定され医療費が急激に伸びました。また、高齢化の進展や経済の低迷等による所得の減少から、収収は当初予算額を大きく下回り、収支のバラン

スが取れない状況となりました。

平成23年度は収収不足を補うために税率改定を行いました。急激な税率の増額改定を回避するために国民健康保険の財政調整基金の取り崩しと併せて税率改定を行いました。税率改定を行わなかった場合は、前年同様、医療費の伸びが見込まれるため、財政調整基金を全額充当しても運営が困難となることは明らかであります。

このため、市は税率改定について大田原市国民健康保険運営協議会へ諮問し、審議の結果、承認の答申報告を受け、今年、3月定例市議会において、必要不可欠な税率改定を盛り込んだ平成23年度国民健康保険事業費特別会計案(当初予算)について、賛成多数(賛成27、反対1)で可決されました。

なお、平成23年度の当市の国保税率の状況については、次のとおりです。

【大田原市国民健康保険税率等】

項 目	内 容	改定前	改定後	比較増減	
		(平成22年度)	(平成23年度)		
医療給付分 (すべての被保険者)	所得割額	加入者の前年の所得に応じ計算します。	6.9%	8.9%	2.0%
	均等割額	加入者1人当たりの金額です。	37,000円	41,000円	4,000円
	課税限度額		470,000円	500,000円	30,000円
後期高齢者 支援金等分 (すべての被保険者)	所得割額	加入者の前年の所得に応じ計算します。	1.8%	2.4%	0.6%
	均等割額	加入者1人当たりの金額です。	11,000円	11,000円	0円
	課税限度額		120,000円	130,000円	10,000円
介護給付金分 (40歳以上65歳 未満の被保険者)	所得割額	加入者の前年の所得に応じ計算します。	1.6%	2.3%	0.7%
	均等割額	加入者1人当たりの金額です。	13,000円	15,000円	2,000円
	課税限度額		90,000円	100,000円	10,000円
参考(計)	所得割額		10.3%	13.6%	3.3%
	均等割額		61,000円	67,000円	6,000円
	課税限度額		680,000円	730,000円	50,000円
低所得世帯に対する軽減	世帯の所得に応じ、均等割額の7割・5割あるいは2割を軽減します。	均等割額		均等割額	